

# 預金商品説明書（普通預金）

2023年1月4日現在

1. 商品名	・ 普通預金
2. 販売対象	・ 個人および法人。
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 (キャッシュカードによる入金もできます。) ・ 1円以上。 ・ 1円単位。
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。 (キャッシュカードによる支払いもできます。)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月の第3日曜日の翌日）元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・ 個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
9. 付加できる特約事項	・ 個人の普通預金は「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率) ・ 申込によりキャッシュカードがご利用できます。 ・ 個人の場合、法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱いができます。
10. 期限前解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。

## 預金商品説明書（普通預金）

	<ul style="list-style-type: none"><li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</li></ul>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取がご利用できます。</li></ul>
14. 重要事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・預金保険制度の対象となる預金です。 預金保険によって、預金者一人あたり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じ払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。 くわしくは窓口におたずねください。</li></ul>